

船橋市児童相談所基本構想改訂(案)における意見とその回答

令和6年8月27日
船橋市児童相談所開設準備課

1 第1回船橋市児童相談所基本構想改訂検討会 会議概要

開催日時 令和6年5月29日(水) 19時～20時30分

開催場所 船橋市役所本庁舎9階 第1会議室

出席者

【検討会委員】

柏女会長、川崎副会長、宇佐美委員(Web参加)、大塚委員、黒坂委員、竹下委員、本間委員、松本委員

【事務局】

○健康福祉局:川端局長

○こども家庭部:森部長

○児童相談所開設準備課:鈴木課長、藤沢補佐、村田係長、鈴木、伊大知、大塚、荒井

○家庭児童相談室:河南所長、奥野家庭児童相談スーパーバイザー

2 第1回改訂検討会における委員からの意見及び意見への考え方

No.	委員からの意見	意見への考え方
1	相談窓口の設置場所については、電話連絡が多いと考えられるため、 執務場所を同一にし連携を図ることの方が重要 であると感じる。	資料2でご説明させていただきます。
2	同一敷地内に設置 をした方が緊急時も連携をとりやすいのではないかと。	
3	児童相談所とこども家庭センターの 執務場所は同一 にしてもらいたい。	
4	こども家庭センター設置については、児童福祉部門と母子保健部門を必ずしも同居させなければならないわけではない。つまり、南船橋に児相と児童福祉部門を同居させることも可能となる。 メリットとデメリットを整理し、デメリットを克服するための策を講じる、その策をどちらのほうの実現しやすいのかという議論に してもらいたい。	
5	こども家庭センターの設置と児童相談所との役割分担については様々な考え方がある。その中でなぜ今回の提案としたのかを メリットやデメリットを踏まえて論じてほしい 。また、 デメリットについては克服するための方策を示して もらいたい。	

No.	委員からの意見	意見への考え方
6	児童相談所とこども家庭センターで業務の押し付け合いにならないようにしてほしい。	資料3「課題①」でご説明させていただきます。
7	組織が分かれたことで、双方が業務やケースの押し付け合いにならないか懸念している。	
8	市民からの通告と相談について、窓口を2つに分けてしまうと、相談や電話のハードルが上がってしまうことに通じるのではないかと。最初の相談窓口というのは、相談しやすいようにすることが重要であり、窓口をまとめ、その上で分かっている人が情報を振り分けていくという仕組みが良いのではないかと。	<p>【参考:第1回検討会での回答】 同じ市の組織として対応する点では県児童相談所との連携とは異なると考えています。 2つの部署に分かれてしまう点については、合同による受理会議や進行管理会議等において二元体制にならないような運営の工夫をまいります。 こども家庭センターはこどもや子育てに関する幅広い相談対応が可能であることから、相談しやすい体制は維持できると考えています。 どちらに相談した方がよいかわからない場合、または間違えて相談があった場合でも、合同受理会議にて適した機関が対応をできるよう振り分けを行います。</p>
9	受付後の振り分けの結果、相談のつもりであった市民に対して虐待として対応すると判断したと感じさせないような丁寧な対応が必要ではないかと。	
10	合同受理会議の結果で対応部署が決まってしまうということは相談をしたかった相談者からするとデメリットになる部分があると感じる。	
11	合同受理会議にかける相談はどのようなものか。女性相談等の受け付けについても合同受理会議に諮るのか。合同受理会議の件数が多くなってしまう、業務を圧迫することにならないかと。	<p>【参考:第1回検討会での回答】 具体的には今後検討してまいります。どのような相談であっても、虐待のリスクになりうるものもあると考えます。その場合に合同受理会議にて諮ることを想定しています。</p>
12	業務多忙が想定される中、合同受理会議の時間や出席者を確保できるのか。	<p>【参考:第1回検討会での回答】 合同受理会議については、相談内容等により、開催頻度や出席方法などを工夫して開催する予定です。</p>

No.	委員からの意見	意見への考え方
13	こども家庭センターの機能拡大は連続性があると思うが、 各相談窓口ごとに求められる専門性が異なる場合もあり網羅的に対応できるのか不明である。	<p>【参考：第1回検討会での回答】 組織体制としてどのように運営していくべきかについては検討を進めているところです。 特に、ヤングケアラー相談、ひとり親相談、女性相談についてはそれぞれの対応や支援があるため、連携方法はよく検討していく必要があると考えます。同一組織であることで円滑に連携ができることを期待しています。 合同受理会議については、相談中であっても虐待を疑う状況が見つかった時点で開催を検討をするものと認識しています。</p>
14	多機能化によって結果的に 一体的な運営ではなくそれぞれの分野に分かれてしまうのではない か。	
15	多機能化することで 統括支援員の業務がパンクしてしまう のではないか。	
16	児童相談所とこども家庭センターの業務はきれいにすみ分けが困難であるため、 役割分担を整理 してほしい。	<p>改訂案のイメージ図(P8)を変更しました。</p> <p>【今回の回答】 役割分担に関して、きれいにすみ分けができないということことは理解しております。 両機関が並行して支援をすることなどを考慮したイメージ図に変更いたしました。</p>
17	児童相談所とこども家庭センターの支援の流れがそれぞれで完結しているように見える。 実際の支援においては双方が関わる場合も考えられることからイメージ図についても変更が必要 ではないか。	
18	市児童相談所開設の一番のメリットは地域のことがよくわかる市と児童相談所が1つの組織になり、機動力のある細やかな支援ができることである。しかしながら、改定案では 児童相談所とこども家庭センターが違う枠になっており、現在の県児童相談所とやり取りをしている今の体制とあまり違わないように見える。	改訂案のイメージ図(P7、P9)を変更しました。
19	児童相談所とこども家庭センターが船橋市の機関であることがわかるよう 大きく囲った図 にしてほしい。	
20	改定案の中に 修正箇所は一部である旨の断り書き をしておくべきではないか	改訂案に追記(P3)させていただきました。

No.	委員からの意見	意見への考え方
21	連携強化の手段として人事交流等を行うことはできないか。	【今回の回答】 両機関合同で研修を行い役割分担や連携に関する理解を深めるなど、実務におけるスキルアップ等の人材育成や専門性向上を図ります。また、人事異動等により児童相談所、こども家庭センター双方の業務を経験した職員を中心に連携強化を図る等の工夫を検討してまいります。
22	連携における工夫について、DXをあげているが、何層にもわたった工夫をする必要あるのではないか。	【今回の回答】 合同受理会議、進行管理会議、合同ケース会議、共通アセスメントツールの活用等の工夫も行ってまいります。
23	合同受理会議や連携にあたってはDXを活用するとなっているが、どこまで機能するのか懸念している。	
24	こども家庭センターが別の場所に設置することになったことで児童相談所が怖い場所にならないように市民が出入りしやすい、優しいものにしてほしい。	【今回の回答】 保護者等の相談者が相談しやすいと感じる雰囲気づくりについては、建物、運用において注意してまいります。
25	保護者が相談に行くには相談しやすい雰囲気作りが重要である。	
26	こども家庭センターの設置場所が変更となることで、児童相談所のフロアの使い方はどのようになるか。	【参考：第1回検討会での回答】 元々の設計としてフレキシブルに対応できるよう、用途を限定せず広いスペースを確保していました。家庭児童相談室部門の職員が抜けたとしても、児童相談所における、今後の虐待対応件数の増加等による職員増に耐えられるようなスペースとなる予定です。
27	家庭児童相談室はなくならないという理解で良いか。	【参考：第1回検討会での回答】 機能は維持し、名称が変わります。
28	例えばヤングケアラー相談で支援している中で虐待の可能性もある場合は合同受理会議を行うということか。	【参考：第1回検討会での回答】 ご認識のとおりです。合同受理会議については、相談中であっても虐待を疑う状況が見つかった時点で開催を検討をするものと認識しています。

3 第2回改訂検討会に向けて実施した事前説明における各委員からの質問、意見及びその回答

No.	委員からの意見及び質問	意見への考え方、回答
1	「船橋市児童相談所」という名称について、変更もしくは愛称の設定など検討しているか。	名称の変更等については、市の相談体制等との関連もあることから、市民に対し混乱等を与えないよう、検討を進めてまいります。
2	こども家庭センターによる予防的支援や寄り添い伴走型支援の実施にあたっては、高い専門性が求められる。	いただいたご意見を参考に、引き続き運営体制について検討を進めてまいります。運営に関しては適宜見直しができるよう柔軟な対応を心掛けます。
3	こどもや保護者との関係構築等から職員を長期で配属する等の工夫をしてほしい。	
4	市民から見ると完全に別組織であることから、受け付けた相談の振り分けについては丁寧に行ってほしい。	
5	児童相談所は児童虐待相談以外にも幅広い相談対応を行っている。このことについて、関係機関等にも理解してもらえるよう説明等行ってほしい。	
6	合同受理会議等についてはもう少し整理が必要であり、かつ運営に合わせて柔軟に変更、修正を行うことが重要である。	
7	体制案③の「同一施設配置案」にその他の相談体制が含まれていないことが気になった。	他の相談体制については、その性質上、本庁舎内の関係機関との連携が必要であることから設置場所については本庁舎またはその周辺が望ましいと考えました。また、南船橋の市児童相談所においては、一定程度、職員数の増加にも対応できる執務スペースを整備しますが、他の相談体制を配置することで、将来的に執務スペースが不足する恐れがあることから同一施設での配置は困難であると考えました。
8	こども家庭センターの検討経過について、結論に関する見出しがあった方が良いのではないか	資料5 P5に「(3)比較検討の結果」として見出しを追加しております。
9	措置児童の家庭復帰や自立支援に関する記述を追加してほしい	資料5 P10「(7)一時保護後の地域における支援体制」の吹き出し部分に追記いたしました。
10	課題への対応等について、机上での議論にならないよう、他の児童相談所設置市区の状況等も確認してほしい	資料4にてご説明させていただきます。